

平成30年度 秋田県職員(看護師) 募集要項

平成30年4月20日
秋 田 県

○受付期間 平成30年 4月20日(金)～平成30年 6月 1日(金)
○第1次試験 平成30年 6月17日(日)

問 合 せ
受験申込書請求
受験申込み

→

秋田県健康福祉部福祉政策課 総務班 (秋田県庁2階)
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL 018(860)1311(直通)

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	採用予定人員(人)	職務内容
看護師	1	衛生看護学院での教員等としての業務や医務薬事課等で看護行政に従事します。

2 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できます。

- ア 昭和34年4月2日以降に生まれた者であって、看護師免許を有し、保健師、助産師又は看護師としての実務経験が5年以上あり、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発第0331第21号厚生労働省医政局長通知)第5の1(3)イに規定する専任教員として必要な研修を修了した者
- イ 昭和36年4月2日以降に生まれた者であって、看護師免許を有し、保健師、助産師又は看護師としての実務経験が5年以上あり、かつ、採用後、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第5の1(3)イに規定する専任教員として必要な研修を受講することが可能な者
(研修は、採用の次年度以降に、8か月から1年までの期間実施予定)
- ウ 昭和34年4月2日以降に生まれた者であって、看護師免許を有し、保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に規定する専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学(短期大学を除く。)において教育に関する科目※を合計4単位以上履修して卒業した者又は大学院において教育に関する科目を合計4単位以上履修した者

※教育に関する科目とは、「教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法」をいう。

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 外国籍の者のうち就職が制限される在留資格のもの

（ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる者は受験できます。）

◆ 外国籍の受験希望者の方へ

外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

- (1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。
- (2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（県の意思決定において、知事等から権限の委任を受け又は専決権を与えられた職であり、原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長が該当する。）に就くことはできません。

以上の事項を考慮の上、受験申込みをしてください。

また、試験方法、試験問題は日本国籍を有する者と同一です。

なお、不明な点や更に詳しく知りたい点がある場合は、秋田県健康福祉部福祉政策課総務班までお問い合わせください。

3 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	平成30年6月17日(日)午前9時30分～ ※ 10分前までに会場へお入りください。	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館
第2次試験	平成30年7月下旬(平日) ※ 詳細は第1次試験合格者に別途通知します。	秋田市 ※ 詳細は第1次試験合格者に別途通知します。

4 試験の種目及び方法・内容

(1) 第1次試験

試 験 種 目	問題形式等	内 容
適 性 検 査	1時間	職務遂行に必要な適性についての検査
小論文試験	記述式 1 題 1時間	文章による表現力、思考力、文章構成力等についての試験

(2) 第2次試験

試験種目	内 容
口述試験	専門知識及び人物についての個別面接による試験

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

なお、受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

6 合格者の発表

第1次試験合格発表	平成30年7月上旬予定	合否について各受験者へ書面で通知します。
第2次試験合格発表	平成30年7月下旬予定	
最終合格発表	平成30年8月下旬予定	合格者に対し、書面で通知します。

7 採用

最終合格者の採用は、平成30年10月1日の予定です。

8 勤務条件

(1) 給与

ア 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年4月1日条例第22号）に基づき、経歴その他を勘案の上決定されます。

衛生看護学院に勤務する場合、大学を卒業し、実務経験5年の者であれば、おおむね教育職給料表（一）2級21号給が適用され、241,137円（平成30年4月1日現在）が支給されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は5日）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅のほか、診療室などの施設があります。

9 申込手続及び受付期間

(1) 申込手続

募集要項添付の**受験申込書**及び**自己紹介**に必要な事項を記入し、写真貼付欄に最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦4cm・横3cm）を貼付し、**次の証明書類**を添えて秋田県健康福祉部福祉政策課総務班 に持参又は郵送（※）してください。

- ・ 看護師免許証の写し
- ・ 最終卒業学校の卒業証明書
- ・ 実務経験を証明する在職証明書
- ・ 専任教員として必要な研修を修了した方は、修了したことを証する書類の写し
- ・ 教育に関する科目を合計4単位以上履修して大学を卒業した方又は大学院において教育に関する科目を合計4単位以上履修した方は、成績証明書等（履修した科目を確認できるもの）

【提出書類記入上の注意事項】

- ①提出書類については、別添の「提出書類作成要領」に従って記入してください。
- ②受験申込書などの※欄以外は漏れなく記入し、該当事項は○で囲んでください。
- ③黒のボールペンを用いて、楷書で、数字は算用数字で記入してください。

※ 郵送の場合は、封筒の表に「受験申込（看護師）」と朱書きしてください。

なお、簡易書留郵便による郵送が確実です。普通郵便での事故には対応できません。

(2) 受付期間

◇平成30年4月20日（金）から6月1日（金）まで◇

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合、平成30年6月1日（金）付けの消印まで有効

10 受験票の交付

受験票は、受付期間終了後に郵送で交付します。平成30年6月7日（木）までに受験票が届かない場合は、翌日8日（金）に秋田県健康福祉部福祉政策課総務班 に必ずお問い合わせください。

11 第1次試験に関する注意事項

試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆・シャープペンシル・消しゴム）を持参してください。

携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。